

第3回 名寄市農業委員会総会（平成29年3月）会議録

日 時 平成29年3月30日（木）

午後3時36分 開始

午後4時54分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	農地部会報告について	2件	承認
第3	報告第2号	農政部会報告について	1件	承認
第4	報告第3号	土地の現況証明願いについて	1件	承認
第5	報告第4号	設定された権利の合意解約について	4件	承認
第6	議案第1号	農用地利用集積計画の作成について	21件	承認
第7	議案第2号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第8	議案第3号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
	そ の 他			

第3回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 清水 康 史	10番 高 橋 貞 雄	19番 又 村 裕 司
2番 日 野 勇 作	11番 水 間 博 文	20番 橘 義 孝
3番 矢 吹 祐 子	12番 泊 り 雅 幸	21番 北 明 広 次
4番 谷 島 克 丸	13番 武 田 修 一	22番 谷 島 智 仙
5番	14番 東 さおり	23番
6番 住 田 美 紀	15番 水 間 健 詞	24番 林 秀 典
7番 粕 谷 一 雄	16番 佐 藤 政 雄	25番 小田桐 正 彦
8番 竹 部 裕 二	17番 鈴 木 英 二	26番 沼 田 清 憲
9番 進 藤 博 明	18番 越 孝 則	27番 五十嵐 雅 美

第3回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 平成29年3月30日（金）午後3時36分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様にはお忙しいなかお集まりいただきまして大変ありがとうございます。
それでは平成29年度第3回農業委員会総会の開催にあたりまして進藤会長からご挨拶を受けまして議事進行をよろしくお願い致します。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
今年の3月は例年になく積雪が少なく日照が多い日が続いており、育苗等の農作業も順調に進んでいることと思います。
また、3月下旬は各種団体等の年度末総会等が開催され皆様にはご多忙のなか出席をいただきまして大変ありがとうございます。
また、3月22日に北海道農業会議通常総会が開催され、私と今事務局長の二人で参加してきておりませんが、総会の冒頭に粕谷委員と橘委員が農業委員を17年以上勤続された表彰式が開催され、農業委員会に多大なご尽力を頂きましたお二人には感謝申し上げます。また、橋本農地係長は勤続7年以上ということで表彰されており、今回、異動されますが農業委員会にご尽力をいただきましてありがとうございました。
それでは、平成29年度第3回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席者は、5番 東野委員、23番 新田委員の2名です。

議 長： 日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題に供します。18番 越委員、19番 又村委員の両名を指名いたします。よろしくお願い致します。

議 長： 日程第2、報告第1号「農地部会報告について」を議題に供します。
報告第1号については粕谷農地部会長の説明をお願いします。

粕谷部会長： 報告第1号「農地部会報告について」を報告します
3月30日に開催しました農地部会において審査した内容及びその結果について、ご報告申し上げます。審査した案件は次の法人の農地の設定権利に係る適格認定であります。
「株式会社 きしかわ畜産 代表取締役 ○○ ○○」と「株式会社 Wood 808 代表取締役 ○ ○」の2法人となります。提出された定款などにより、法人要件、事業要件、構成員要件、執行役員要件を審査したところ、全ての要件を満たしており、農地の設定権利について適格と認められることを、ご報告申し上げます。

議 長： 報告第1号について報告が終わりました。この件について質問ありませんか。なければ報告第1号は原案とお承認することに決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって報告第1号を原案とお承認することに決しました。

議長： 日程第3、報告第2号「農政部会報告について」を議題に供します。
報告第2号については橘農政部会長の説明をお願いします。

橘部会長： 報告第2号「農政部会報告について」を報告します
農業委員会法の改正に伴う定数条例等、農業委員会としての基本的考えをまとめるため農政部会を開催して議論していくことを、昨年11月の総会において確認いただき、それに基づいて、1月24日と2月27日に農政部会を開催し、部会としての意見を取りまとめましたので報告します。
基本となる委員定数については新規参入の促進と委員業務が増加していること、あっせんもここ数年50～60件で推移しており、現行の定数27人は、法で定めた上限であり、これを減らすここにはなりません。
国は相当程度農地利用が効率化、高度化されている市町村として遊休農地率が1%以下で、かつ担い手への農地集積率が70%以上である市町村は農地利用最適化推進委員を置かなくてもよいこととし、該当する市町村は農林水産大臣が公告することになり、名寄市は公告されています。このことから農地利用最適化推進委員は置かないことで、意見をまとめました。
以上、2点が条例に関わることですが、新制度の概要含めて細部については事務局から説明させていただきます。

事務局長： それでは、私から別紙の報告2号の「農政部会報告」に基づき説明致します。

1. 新制度の概要について

- ① 農業委員の公選制の廃止から市議会の同意を要件とする市長の任命制に変更。
- ② 議会推薦による委員選出の廃止及び団体毎に定数枠を設けた推薦の制限。
- ③ 市長は推薦・公募を実施する。募集期間終了後に公表する。
- ④ 委員の定数は法で定める上限の範囲内で条例で定める。
- ⑤ 農地利用最適化推進委員の新設。
- ⑥ 推進委員を委嘱する場合の農業委員の定数は、現行の半数程度。
- ⑦ 委員の過半は認定農業者とする。
- ⑧ 利害関係を有しない者を一人以上任命する。
- ⑨ 年齢、性別に偏りが生じないように配慮する。
- ⑩ 公選の時のような住所要件、年齢要件はない。

2. 市町村長が条例で定める農業委員の定数の上限については①に該当し、推進委員を委嘱しない農業委員会の27人とします。

3. 経過につきましては、3月1日に市長と意見交換を行い共通認識を確認して、庁内検討委員会は設けないことになりました。

4. 農政部会の決定事項は

- ① 農業委員の定数は27人とする。
- ② 農地利用最適化推進委員は置かない。
- ③ 定数27人のうち7人は農業関係団体から推薦を求める。
- ④ 利害関係を有しない者の1人は女性1枠として消費者団体等から1名の推薦または応募を求める。
- ⑤ 定数27人のうち20人の地区割りは従来どおり。
- ⑥ 市長の諮問機関として名寄市農業委員候補者選考委員会を設置する。
- ⑦ 推薦及び募集資格は「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」と「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」に加えて、名寄市が設置する農業委員会を除く執行機関の委員、名寄市の職員も除外規定に加える。

- ⑧ 推薦する者が個人の場合は推薦者3人とする。
4. 別記様式1号の「名寄農業委員会委員候補者推薦届出書」、別記様式第2号の「名寄市農業委員会候補者応募届出」と「名寄市農業委員の候補者募集」について説明する。

議 長： 報告第2号について報告が終わりました。この件について質問ありませんか。

佐藤委員： 本件は重要案件であり、今後の日程と農業委員の選出関係で来年の3月開催の町内会総会で周知が必要と考えますがいかがでしょうか。

事務局長： 本年の9月議会定例会で「名寄市農業委員会に関する条例の改正」定数27名で提案しますので、それ以降に対応したいと思います。

議 長： その他、何か質問ありませんか。

竹部委員： 定数27人の内訳で農業関係団体が7人で、利害関係を有しない者が1人、地区割り委員が20人で計算しますと合計28人になりますがいかがでしょうか。

事務局長： 利害関係を有しない者の1人を含めての定数27人ということでよろしくご理解願います。

議 長： その他、何か質問ありませんか。
なければ報告第2号は原案とお承認することに決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって報告第2号を原案とお承認することに決しました。

議 長： 日程第4、報告第3号「土地の現況願いについて」を議題に供します。
番号1番については小田桐委員の意見がありますので席移動につき暫時休憩とします。
(16:01)

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。(16:02)
番号1番について、事務局の説明を求めます。

橋本係長： (報告第3号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号1番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

小田桐委員： はい。

議 長： 25番、小田桐委員。

小田桐委員： 25番小田桐です。番号1番について説明します。所在は図面5ページで、31番の「西12条南」の字の付近が所在地となります。今月の21日に事務局と現地確認しており、現況は宅地であることを確認してきました。何ら問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

議 長： 番号1番につきまして25番 小田桐委員より意見が付されました。
番号1番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案とおりに承認することに決しました
席移動につき、暫時休憩とします。(16:04)

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。(16:05)
日程第5、報告第4号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
番号1番から13番につきまして、一括事務局の説明を求めます。

熊田主事： (報告第4号 番号1番から4番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号1番から4番までにつきましては事務局の報告のみとさせていただきます。
報告のとおり承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番から4番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： 日程第6、議案第1号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
番号67番(売買)につきまして、事務局の説明を求めます。

橋本係長： (議案第1号 番号67番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号67番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

竹部委員： はい。

議 長： 8番、竹部 委員。

竹部委員： 8番 竹部です。番号67番について説明します。本件は3月13日に風連庁舎におきまして私と小田桐代理と流動化推進委員、事務局であっせん委員会を開催しております。所在は7ページの砺波をマーキングしてある国道から11線を越えた右手に〇〇さんの宅地があり裏側が所在地となります。賃貸していた農地で契約期限が切れることから〇〇さんと売買することになり、水田の条件が良いことから10a 当り280千円で両者合意の上での成立となっております。何ら問題ないと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

議 長： 番号67番につきまして8番 竹部委員より意見が付されました。
番号67番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号67番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： **番号68**については小田桐委員の意見がありますので席移動につき暫時休憩とします。
（16：10）

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。（16：11）
番号68番について、事務局の説明を求めます。

橋本係長：（議案第1号 番号68番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号68番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

小田桐委員： はい。

議 長： 25番、小田桐委員。

小田桐委員： 25番小田桐です。番号68番について説明します。本件は3月13日に風連庁舎におきまして私と竹部委員と流動化推進委員、事務局であっせん委員会を開催しております。所在は5ページの58番に宗谷本線の線路があり細い線が所在地となります。本件は報告4号の1番の合意解約した件であり、今回、〇〇さんが〇〇さんと売買したいとのことであっせんを行っております。水田の10a 当り52千円で両者合意の上での成立となっております。何ら問題ないと思っておりますが、よろしく願いいたします。

議 長： 番号68番につきまして25番 小田桐委員より意見が付されました。
番号68番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号68番は原案とおりに承認することに決しました
席移動につき、暫時休憩とします。（16：13）

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。（16：14）
番号69番につきまして、事務局の説明を求めます。

熊田主事：（議案第1号 番号69番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号69番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

住田委員： はい。

議 長： 6番、住田 委員。

住田委員： 6番 住田です。番号69番について説明します。3月10日に風連庁舎におきまして私と佐藤委員、粕谷委員と地元改善組合より2名、事務局であっせん委員会を開催しております。所在は広域道路の26線東5号の南西の角地で風連中学校の南側が所在地となります。あっせんは議案第1号の使用貸借の29番と一緒に行われており、畑の金額は自己資金で売買するもので、両者合意の上での成立となっております。何ら問題ないと思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号69番につきまして6番 住田委員より意見が付されました。番号69番は原案とお認承することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号69番を原案とお認承することに決しました。

議 長： **番号70番**につきまして、事務局の説明を求めます。

熊田主事：（議案第1号 番号70番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号70番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

泊り委員： はい。

議 長： 12番、泊り 委員。

泊り委員： 12番 泊りです。番号70番について説明します。所在は9ページの御料2線の道々下川風連線を越えた北側の河川付近が所在地となります。2月23日に風連庁舎におきまして私と林委員、進藤委員と地元改善組合より2名、事務局であっせん委員会を開催しております。買手は隣接者の〇〇さんで両者合意の上での成立となっております。何ら問題ないと思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号70番につきまして12番 泊り委員より意見が付されました。番号70番は原案とお認承することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号70番を原案とお認承することに決しました。

議 長： **議案第1号 番号98番、99番（賃貸借）**につきまして、説明を求めます。

橋本係長：（議案第1号 番号98番、99番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号98番、99番の説明が終わりました。

ここで皆さんからの意見を求めます。

竹部委員： はい。

議 長： 8番、竹部 委員。

竹部委員： 8番、竹部です。番号98番、99番について説明します。所在は7ページの内淵と砺波の中間の九線の字の下が98番となり、それから名寄射撃場を越えて林道に入り直角に折れる付近が99番の所在地となります。98番は賃貸の更新となり、98番は農地所有適格法人に伴い賃貸契約するものであります。何ら問題ない案件と思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号98番、99番につきまして8番 竹部より意見が付されました。番号98番、99番は原案とお承認することに決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号98番、99番を原案とお承認することに決しました。

議 長： **番号100番、101番**につきまして、説明を求めます。

橋本係長： (議案第1号 番号100番、101番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号100番、101番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

清水委員： はい。

議 長： 1番、清水 委員。

清水委員： 1番、清水です。番号100番、101番について説明します。本件は新規の賃貸となっております。100番の所在は7ページの弥生にマーカーが付いている場所から北に進みマーカーのない弥生の字の付近が所在地であり、賃貸は〇〇〇〇さんの両親が亡くなりまして相続しまして親戚の〇〇〇さんと賃貸するものであります。101番の所在は道道西風連名寄線の「風」の字の付近が所在地となり、賃貸は〇〇さんの奥さんが、この実家となり規模拡大することから賃貸するものであります。何ら問題ない案件と思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号100番、101番につきまして1番 清水委員より意見が付されました。番号100番、101番は原案とお承認することに決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号100番、101番を原案とお承認することに決しました。

議 長： **番号102番**につきまして、説明を求めます。

橋本係長： (議案第1号 番号102番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号102番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

水間委員： はい。

議 長： 11番、水間委員。

水間委員： 11番、水間博文です。番号102番について説明します。本件は基盤整備が終了しまして〇〇さんと〇〇さんが賃貸するものであります。何ら問題ない案件と思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号102番につきまして11番水間委員より意見が付されました。
番号102番は原案とおりに承認することに決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号102番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： **番号103番から105番**につきまして、説明を求めます。

橋本係長： (議案第1号 番号103番から105番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号103番から105番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

高橋委員： はい。

議 長： 10番、高橋委員。

高橋委員： 10番、高橋です。番号103番から105番について説明します。104番の所在は国道40号線を美深町に向い恵深橋の手前の右側が所在地となります。103番は高砂の字の付近が所在地となります。105番は国道を進み智恵文のJAを左折して13線を南に行った所が所在地となります。何ら問題ない案件と思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号103番から105番につきまして10番高橋委員より意見が付されました。
番号103番から105番は原案とおりに承認することに決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号103番から105番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： **番号106番から108番**につきまして、一括事務局の説明を求めます。

熊田主事： (議案第1号 番号106番から108番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号106番から108番までにつきましては事務局の報告のみとさせていただきます。

報告のとおり承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号106番から108番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： **番号109番**につきまして、説明を求めます。

熊田主事： (議案第1号 番号109番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号109番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

粕谷委員： はい。

議 長： 7番、粕谷委員。

粕谷委員： 7番、粕谷です。番号109番について説明します。所在は26線東2号の南の農地が所在地となり、本件は賃貸の更新であります。何ら問題ない案件と思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号109番につきまして7番粕谷委員より意見が付されました。
番号109番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号109番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： **番号110番**につきまして、説明を求めます。

熊田主事： (議案第1号 番号110番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号110番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

北明委員： はい。

議 長： 21番、北明委員。

北明委員： 21番、北明です。番号110番について説明します。所在は8ページの道道朱鞠内風連線の25線東1号と2号の中間が所在地となり、本件は賃貸契約の更新となります。何ら問題ない案件と思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号110番につきまして21番北明委員より意見が付されました。
番号110番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号 110 番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： **番号 111 番から 112 番**につきまして、説明を求めます。

熊田主事：（議案第 1 号 番号 111 番、112 番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号 111 番、112 番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

林 委員： はい。

議 長： 24 番、林 委員。

林 委員： 24 番、林です。番号 111 番、112 番について説明します。番号 111 番は報告第 1 号で承認されました農地所有適格法人の設立により、報告第 4 号の番号 4 番で合意解約しまして法人と賃貸するものであります。番号 112 番は〇〇さんと法人との新規の賃貸となります。何ら問題ない案件と思いますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長： 番号 111 番、112 番につきまして 24 番 林委員より意見が付されました。番号 111 番、112 番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号 111 番、112 番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： **番号 113 番**につきまして、説明を求めます。

熊田主事：（議案第 1 号 番号 113 番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号 113 番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

住田委員： はい。

議 長： 6 番、住田委員。

住田委員： 6 番、住田です。番号 113 番について説明します。先ほど、説明しました議案 1 号の売買の番号 6 9 番の農地の西側で風連中学校の南側が所在地となります。両者合意の上の賃貸契約を締結するものであります。何ら問題ない案件と思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号 113 番につきまして 6 番住田委員より意見が付されました。番号 113 番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号 113 番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： 議案第1号 番号29番（使用貸借）について事務局の説明を求めます。

熊田主事：（議案第1号 番号29番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号29番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

住田委員： はい。

議 長： 6番、住田 委員。

住田委員： 6番 住田です。番号29番について説明します。3月10日に風連庁舎におきまして私と佐藤委員、粕谷委員と地元改善組合より2名事務局であつせん委員会を開催しております。所在は広域道路の風連中学校と緑町公園の中間が所在地となります。10a 当り200千円で、公社利用であり売買につなぐまでの使用貸借となります。何ら問題ないと思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号29番につきまして6番 住田委員より意見が付されました。
番号29は原案とお認することにより決したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よつて番号29番を原案とお認することにより決しました。

議 長： 日程第7、議案第2号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供
します。

番号38番につきまして、事務局の説明を求めます。

熊田主事：（議案第2号 番号38番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号38番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

谷島委員： はい。

議 長： 22番、谷島委員。

谷島委員： 22番 谷島智仙です。番号38番について説明します。所在は8ページの22線基線の交
差点から南側へ200m進んだ所が所在地となります。本件は2年前に〇さんと〇〇さん
があつせんで売買が成立しましたが、一部農地に納屋等があり売買できず、今回測量分筆
して両者合意の上で相対の3条で売買するものであります。特に問題ないと思ひますがよ
ろしくお願ひいたします。

議 長： 番号38番につきまして22番 谷島委員より意見が付されました。
番号38番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号38番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： 日程第8、議案第3号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」を議題に供します。
番号3番につきまして、事務局の説明を求めます。

熊田主事： (議案第3号 番号3番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号3番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

泊り委員： はい。

議 長： 12番、泊り委員。

泊り委員： 12番 泊りです。番号3番について説明します。所在は9ページの御料4線の道道下川風
連線に斜め線があり北に進み右上付近の住宅に隣接した牧草地が所在地となります。大き
目の牛舎を新築しますが、特に問題ないと思えますがよろしくご審議お願いいたします。

議 長： 番号3番につきまして12番 泊り委員より意見が付されました。
番号3番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第3回名寄市農業委員会総会を終了させていただきます。

(午後4時54分 閉会)

会 長 進 藤 博 明

署 名 委 員 越 孝 則

署 名 委 員 又 村 裕 司
